

「東久留米市長期総合計画条例（案）の考え方」
についてのパブリックコメント実施結果

募集期間：平成30年1月29日（月）～2月18日（日）

意見提出者数：1名

意見件数：1件

項目	提出されたご意見の概要	提出されたご意見に対する市長の考え方
6. 公表 7. 委任	●条例の施行に関し必要な事項を定めた場合も公表すべきである。	○市では、昨年10月に「市民参加・情報提供の指針」を定め、市民参加や協働によるまちづくりの推進に向けて、その土台となる市政に関する情報や市民活動に関する情報などを、様々な情報提供手段を活用して積極的に提供、発信することに努めております。今後も市民参加等の推進に向けて、市民の皆様との情報の共有に努めてまいります。